

公調委令和3年（ゲ）第15号 京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

本件原因裁定申請を却下する。

理 由

第1 審理経過

1 本件申請

申請人は、令和3年10月18日、公害等調整委員会に対し、被申請人が〇〇市△△区で実施しているa工事（以下「本件工事」という。）により低周波音及び振動が生じているとして、裁定を求める事項を「大型（概ね35KW以上）の送風機をインバーター制御で用いる時の機器の接続設定が不適當であるので供給電路に第5、第7等の高調波による低周波振動が漏れていると思われる現象」とする原因裁定申請（以下「本件申請」という。）をした。

2 補正命令

(1) 裁定委員会は、令和4年1月12日付けで、申請人に対し、公害紛争の処理手続等に関する規則（以下「規則」という。）第37条第1項に基づき、下記各事項について、同年2月28日までに補正するよう命ずる旨の補正命令（以下「本件補正命令」という。）を行い、本件補正命令は、同年1月26日、申請人に送達された。

ア 「裁定を求める事項」につき、裁定の対象となる事項を明確にすること。

イ 申請人の被害と被申請人の行為との間の因果関係に関する主張を明確にすること。

(2) また、裁定委員会は、本件補正命令の送達に際し、申請人に対し、事務連

絡を送付した。同事務連絡には、「補正に当たっての留意点」として、概要、上記(1)アについて、原因裁定申請は、被害とその原因とされる行為との因果関係の判断を求めるものであり、「裁定を求める事項」にもその旨の記載をする必要があることから、同事務連絡の記載例を参考に被害内容及びその原因となる被申請人の行為を具体的に記載すること、同イについて、①「送風機をインバーター制御で用いる時の機器の接続設定が不適當」であることにより「低周波振動」が生じる仕組み（メカニズム）、②本件工事により、約30km離れた申請人宅において影響が生じる仕組み（メカニズム）を明らかにすることを求める旨が記載されていた。

3 原因裁定申請書訂正申立書等の提出

- (1) 申請人は、令和4年2月1日、「原因裁定申請書訂正申立書」（以下「本件訂正申立書1」という。）を提出した。

本件訂正申立書1には、「添付ファイル参照して下さい。機器のメンテナンスは国産ですか？外国製なら国産の物に交換して下さい。2022年1月31日9:52の1/3オクターバ画面で51.7dB 84.0Hzを受信中です。頭がくらくらしておき上げません」、「一般に…地震波を含みすべての波は低い周波数は遠キヨリまで届きます。物理では常識ですが？」との記載がある。

本件訂正申立書1には、添付資料として公益社団法人b協会のホームページの抜粋（以下「添付資料1」という。）が添付されており、同資料の「この無効電力が電力系統の送配電線に流れると電力損失を生ずるとともに、無効電力の大きな変動は電力系統の安定度を損なう要因となり、特に電圧変動の要因となる。」という部分にマーカー線が引かれている。また、本件訂正申立書1には、「30KHz～300MHz帯域（長波～超短波）」と題する書面（以下「添付資料2」という。）が添付されており、同資料には「電波には…低周波帯域がありそれぞれ特徴がある。（中略）低周波は迂回する

性質があるため建物などの障害に強いが、波が数キロ～十数キロに達する大きさのため受信に巨大な施設が必要である」などの記載がある。

- (2) 申請人は、令和4年2月25日、「訂正申立書」（以下「本件訂正申立書2」といい、本件訂正申立書1と併せて「本件各訂正申立書」という。）を提出した。

本件訂正申立書2には、「半導体制御（インバーター）では接続電路に障害が多発している。高圧大容量の送風機であるので、与える影響は多大な障害となることは電気技術者なら承知のはずである。」、「一般に「波」（音も電磁波、電波）は周波数が低ければ思わぬ遠方まで到達するのは物理的な常識で例えば漁業無線は日本から南氷洋までいるので30KMや50KM遠方まで波は到達すると思います。」等の記載がある。

- (3) 申請人は、令和4年2月28日までの間、本件補正命令に関し、本件各訂正申立書以外の書面を提出しなかった。

第2 当裁定委員会の判断

1 「裁定を求める事項」について（前記第1の2(1)ア）

原因裁定申請は、「被害の原因に関する裁定」（公害紛争処理法第42条の27）を求めるものであり、申請書に記載すべき「裁定を求める事項」（規則第63条、第34条第1項第6号）は、被害とその原因との間の因果関係を求めることをその内容としなければならないと解される。しかし、本件申請における「裁定を求める事項」は前記第1の1のとおり、特定の現象についての判断を求めるものとなっており、本件各訂正申立書においても同事項について補正は行われていない。

したがって、本件申請における「裁定を求める事項」については、本件補正命令後に提出された本件各訂正申立書によっても、同法が求める「被害の原因に関する裁定」としての記載となっておらず、裁定の対象が因果関係の存否にあるのかが明らかとなっていないといわざるを得ない。

2 因果関係について（前記第1の2(1)イ）

上記1のとおり、本来、原因裁定申請は「被害の原因に関する裁定」を行うものであり、そのためには、被害とその原因となる行為との間の因果関係を特定する必要があるから、申請人は、被害とその原因となる行為との間の因果関係について、具体的かつ明確に主張しなければならない。

本件訂正申立書1のうち「添付ファイル参照して下さい（以下省略）」との記載及び上記「添付ファイル」に相当する添付資料1並びに本件訂正申立書2のうち「半導体制御（インバーター）では接続電路に障害が多発している（以下省略）」との記載は、前記第1の2(2)①に関するものであると考えられるが、それらをもみても、機器の接続設定により電力損失等が生ずる可能性についての記載はあるものの、本件工事により「低周波振動」が生ずる仕組み（メカニズム）についての記載はない。

また、本件訂正申立書1のうち「一般に…地震波を含みすべての波は低い周波数は遠きよりまで届きます（以下省略）」との記載及び添付資料2並びに本件訂正申立書2のうち「一般に「波」（音も電磁波、電波）は周波数が低ければ思わぬ遠方まで到達する（以下省略）」との記載は、前記第1の2(2)②に関するものであると考えられるが、上記各記載は単に一般論を述べるのみで地震や漁業無線と本件工事により生ずる低周波音との異同等には触れられておらず、添付資料2は電波による情報の送信に関する資料であり、いずれも本件工事により生じた「低周波振動」が申請人宅にまで届く仕組み（メカニズム）についての説明に該当するとはいえない。

したがって、本件各訂正申立書により、被害と本件工事との間の因果関係について、明確かつ具体的な主張がされているとみることはできず、判断の対象とすべき因果関係が具体的に特定されているということとはできない。

3 結論

以上のとおり、本件申請は、本件補正命令後に提出された本件各訂正申立書

をもってしても、求めている裁定が「被害の原因に関する裁定」であることが明らかでなく、また、因果関係に関する主張も具体的に特定されていないというべきであるから、裁定の対象及び具体的判断の対象のいずれも明確に定まっていない申請であるといわざるを得ない。

よって、申請人は補正命令において指定された期間内にその欠陥を補正しなかったものとして、規則第63条、第37条第4項に基づき本件申請を却下することとし、主文のとおり決定する。

令和4年3月17日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 若 生 俊 彦

裁定委員大橋洋一は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 荒 井 勉